平成２３年（フ）第１１１２３号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋94―４　ホテルおかだ寮ルミエール406
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４０号
東京都文京区白山２丁目８―16
債務者　秋田　勝
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１５５号
東京都足立区興野２丁目18―11―101
債務者　小林　洋行
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１５８号
千葉県千葉市中央区仁戸名町173―１
債務者　相馬理恵子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６２号
神奈川県横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目17―19―301
債務者　齋藤　尚久
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１７８号
神奈川県横浜市港南区笹下３丁目１―45
債務者　黛　　咲枝（旧姓川井・仮屋崎）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１７９号
千葉県野田市岩名２丁目40―21　パークサイドアイリットＡ―５
債務者　深津　真一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１８４号
東京都板橋区常盤台２丁目22―５―１Ｆ
債務者　山口　健一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１８５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1344―６
債務者　田邉　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１８７号
埼玉県川口市金山町８―２―102
債務者　佐藤　寛泰
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１９１号
東京都府中市清水が丘３丁目６―38―201
債務者　遠藤　昌利
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１９７号
東京都世田谷区下馬２丁目10―１瀬戸島方101
債務者　楠田　元成
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２１８号
東京都小金井市本町４丁目15―２―201
債務者　長谷部欣司
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２１９号
埼玉県春日部市備後東８丁目52―６
債務者　島田佳世子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２２１号
東京都国立市谷保3085―20
債務者　田中　優子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２２７号
東京都立川市砂川町３丁目19―５―305
債務者　黒澤　英次
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部